

(再評価)

小貝川直轄河川改修事業

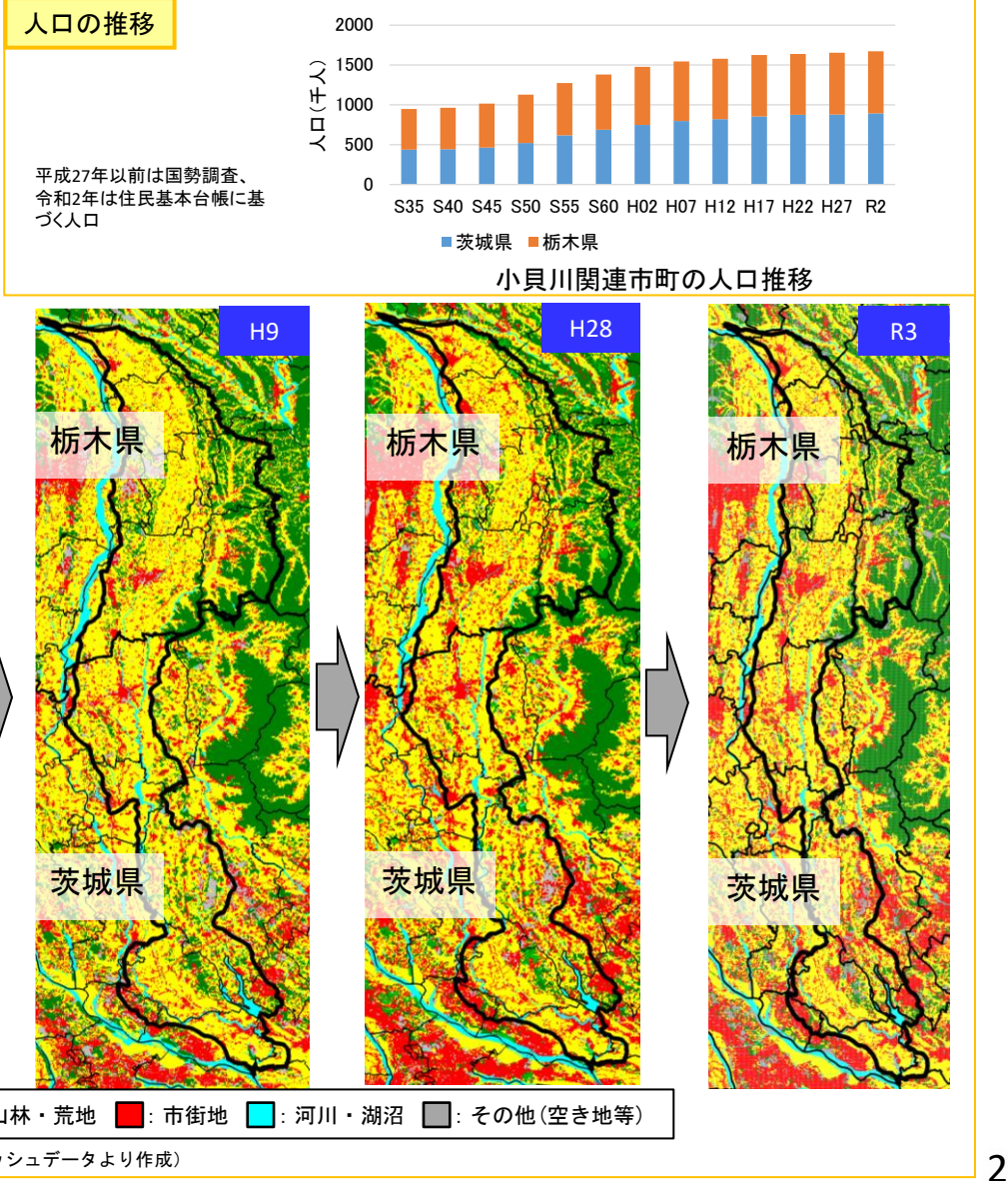
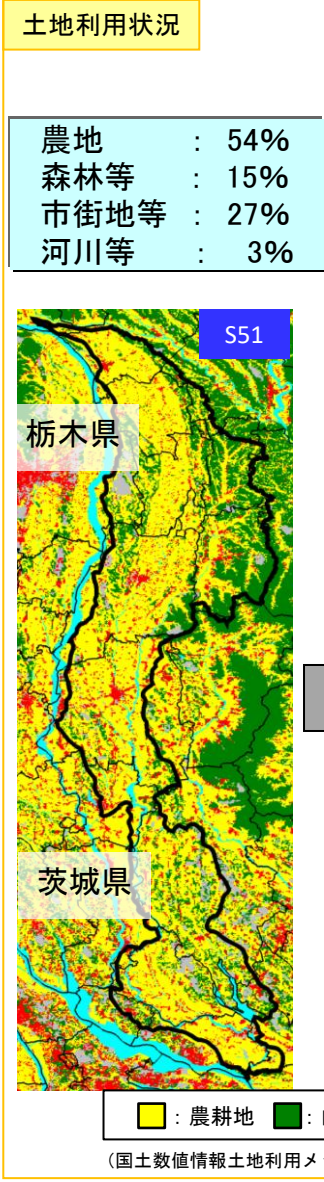
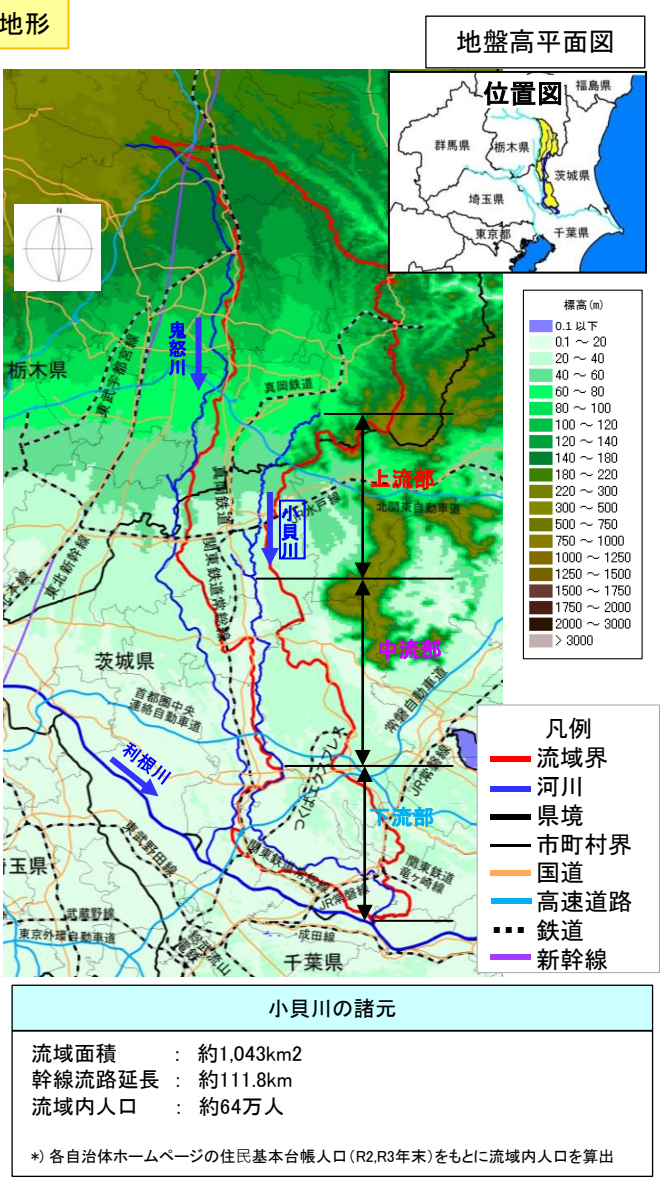
令和7年8月26日
国土交通省 関東地方整備局

目 次

1. 事業を巡る社会情勢の変化	2
2. 事業の進捗状況	7
3. 事業の進捗の見込み等	9
4. コスト縮減の可能性	10
5. 事業の評価	11
6. 関連自治体等の意見	16
7. 今後の対応方針(原案)	17

1. 事業を巡る社会情勢の変化（災害発生時の影響、地域開発の状況）

■小貝川は、栃木県那須烏山市の小貝ヶ池（標高140m）に源を発し、栃木県と茨城県流れ、茨城県利根町で利根川に合流する。
■栃木県真岡市・茨城県筑西市、つくば市等の市街地が広がり、JR水戸線、国道50号等、つくばエクスプレス、JR常磐線、常磐自動車、圏央道道等主要交通網が整備されている。土地利用は過去から現在にかけて市街地が増加している。流域内人口は増加してきたが、近年は横ばいとなっている。

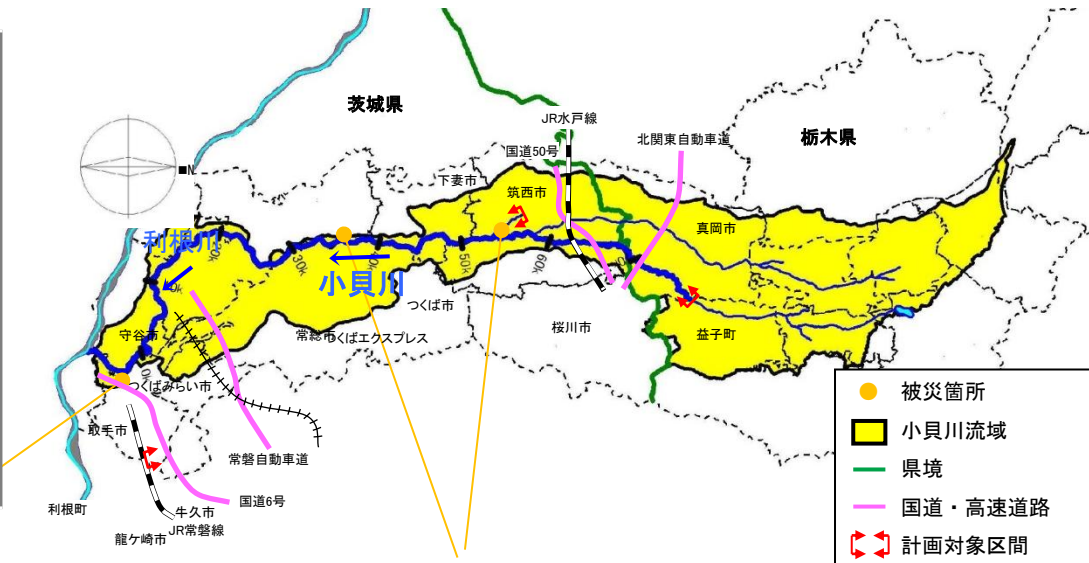


1. 事業を巡る社会情勢の変化（過去の災害実績）

- 昭和56年8月、台風の影響により、利根川と鬼怒川の上流山間部では総雨量が300～500mmに達して利根川本川で洪水が発生し、小貝川は利根川本川からの逆流により、24日午前2時頃、左岸3.7k付近（龍ヶ崎市高須地先）にて決壊した。
- また、昭和61年台風第10号の影響により、黒子上流域の雨量が流域平均で300mm/日以上に達し、無堤部からの溢水により、下館市（現 筑西市）母子島地区では、5集落が冠水し、明野町（現 筑西市）赤浜地先の左岸堤防と石下町（現 常総市）本豊田地先の右岸堤防の2箇所が決壊が発生した。

主な洪水（被害）状況

洪水発生年	原因	被害状況
昭和13年6月	前線	越水・決壊が多数
昭和16年7月	台風	浸水面積 約10,000ha
昭和22年9月	台風（カスリーン）	浸水家屋 303,160戸、家屋流失倒壊 5,736戸 家屋半壊 7,645戸、田畑の浸水 176,789ha ※1都5県の合計値
昭和25年8月	低気圧	浸水面積 約4,000ha
昭和56年8月	台風（第15号）	浸水面積 約3,300ha、床上浸水 約700戸
昭和57年9月	台風（第18号）	浸水家屋 約120戸
昭和61年8月	台風（第10号）	浸水面積 約4,300ha、浸水戸数 約4,500戸
平成11年7月	低気圧	農地被害 171.4ha、浸水戸数 11戸
令和元年10月	台風（東日本台風）	三谷、黒子、上郷観測所で避難判断水位を超過。大きな浸水被害なし



出典：昭和25年8月洪水までは利根川百年史、昭和56年8月洪水以降は「水害統計（建設省河川局）」および「水文水質データベース」（国土交通省）をもとに作成。

昭和56年8月 台風15号

浸水状況

龍ヶ崎市 左岸 JR常磐線下流付近の状況

昭和61年8月 台風10号

石下町（現 常総市）本豊田 破堤

明野町（現 筑西市）赤浜 破堤

下館市（現 筑西市）母子島 浸水

凡例

降水量	350	300	250	200
流域界	-----			

1. 事業を巡る社会情勢の変化（河川改修等の経緯）

- 昭和8年に小貝川改修計画を策定し、小貝川河川改修に着手した。
- 昭和40年に工事実施基本計画を策定し、昭和55年、昭和62年に改定。
- 平成9年の河川法改正を受け、平成18年に利根川水系河川整備基本方針を策定。
- 令和2年に利根川水系小貝川河川整備計画を策定。
- 令和6年7月に気候変動を踏まえた河川整備基本方針を変更。

河川改修の経緯

■1600年代 利根川の東遷
鬼怒川と小貝川の分離

昭和8年 小貝川改修計画

計画高水流量 : 450m³/s(黒子)

・昭和13年6,7月 台風による被害

昭和16年 一次改訂計画

計画高水流量 : 750m³/s(黒子)

・昭和16年7月 前線による被害

昭和16年 一次改訂計画(計画見直し)

計画高水流量 : 850m³/s(黒子)

・昭和22年9月 カスリーン台風による被害
・昭和25年8月 台風による被害

昭和39年 新河川法制定
昭和40年 1級河川に指定

昭和40年 利根川水系工事実施基本計画

基本高水のピーク流量 : 850m³/s(黒子)
計画高水流量 : 850m³/s(黒子)

昭和55年 利根川水系工事実施基本計画

基本高水のピーク流量 : 1,300m³/s(黒子)
計画高水流量 : 1,300m³/s(黒子)

・昭和61年8月 台風第10号による被害

昭和62年 利根川水系工事実施基本計画

基本高水のピーク流量 : 1,950m³/s(黒子)
計画高水流量 : 1,300m³/s(黒子)

平成3年 母子島遊水地完成
平成9年 河川法改正

・平成11年7月 低気圧による被害

平成18年2月 利根川水系河川整備基本方針

基本高水のピーク流量 : 1,950m³/s(黒子)
計画高水流量 : 1,300m³/s(黒子)

令和2年3月 利根川水系小貝川河川整備計画

河道目標流量 : 1,050m³/s(黒子)

令和6年7月 利根川水系河川整備基本方針(変更)

基本高水のピーク流量 : 1,600m³/s(黒子)
計画高水流量 : 1,300m³/s(黒子)

1. 事業を巡る社会情勢の変化（災害発生危険度）

洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題

■小貝川では、河道整備、洪水調節施設整備等の治水対策を流域全体で役割分担し推進しているが、現在の小貝川は、堤防断面の不足や河道断面の不足している区間が多く残っており、計画高水流量を安全に流下することができない状況にある。このため、下流側から順次堤防整備等を進めているところである。



堤防の整備



河道掘削

堤防の整備状況（R7.3時点）

河川名※1	計画堤防断面※2	今後整備が必要な区間※3	合計
小貝川	100.5	43.0	143.5
大谷川	2.7	2.9	5.6
合計	103.2	45.9	149.1

※1: 延長は大臣管理区間の左右岸の合計
※2: 標準的な堤防の断面形状を満足している区間。
※3: 標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間。

■小貝川の堤防は、長い歴史の中で順次拡張されてきた構造物であり、堤体の強度が不均一である。堤防の浸透に対する安全性に関して点検を実施し、浸透に対する安全性の不足する箇所については対策を実施してきている。



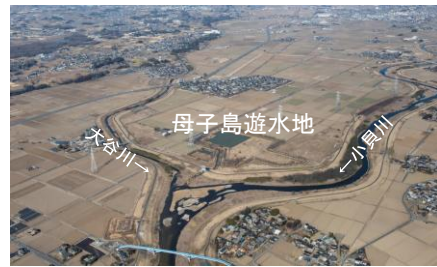
下妻市の漏水の様子（H16.10）

堤防の浸透に対する安全性（R7.3時点）

河川名※1	点検対象区間A (km)	Aのうち浸透対策が必要な区間B (km)※2	割合B/A
小貝川	149.1	39.09	26%

※1: 支川の大谷川管理区間を含む。
※2: 堤防点検を実施し、追加調査の結果や市街地の造成等による状況の変化により、対策が必要となった箇所については、必要に応じ対策を行うものとする。

■小貝川における洪水調節施設については、平成2年に母子島遊水地が完成しているが、さらなる洪水調節容量の確保が必要である。

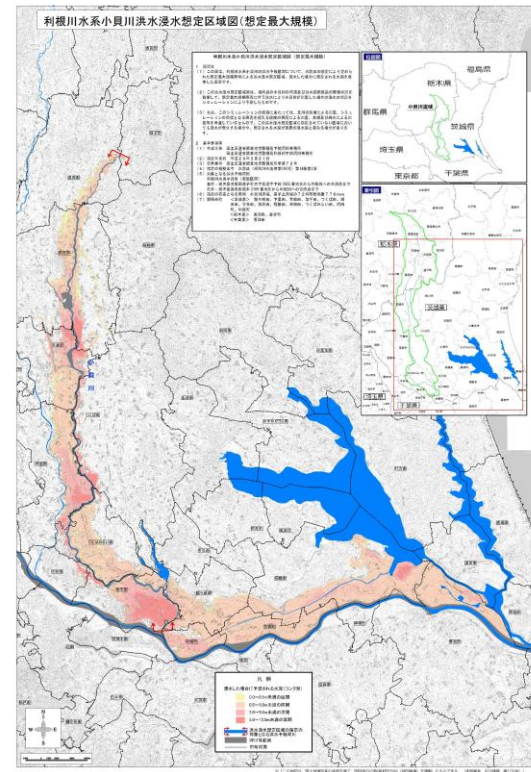


■小貝川の河道は、堤防に近接している箇所は局所的に洗掘が生じ、洪水時に護岸の崩壊や堤防の侵食を招くおそれがあることから、これらへの対策を実施しているところである。

■施設の能力を上回る洪水が発生した場合には、壊滅的な被害が発生するおそれがある。このため、被害を軽減するための対策として、河川防災ステーション、水防拠点の整備等のハード対策、河川情報伝達システムの整備、洪水浸水想定区域図の指定・公表とこれに伴う関係する関係自治体の水害ハザードマップ作成支援等のソフト対策を推進している。



藤代河川防災ステーション



小貝川洪水浸水想定区域図（H29.3）

1. 事業を巡る社会情勢の変化（地域の協力体制）

- 平成28年2月に**鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会**を設立した。「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目標に、国、県、市町等の構成員が計画的・一体的に取り組む事項について「鬼怒川・小貝川下流域の取組方針」を定め、ハード対策とソフト対策を継続実施し、水防災意識社会の再構築に寄与している。
- 令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的として各事務所において**流域治水協議会**を設置した。
- 流域住民の安心・安全を将来にわたって確保し、豊かで暮らしやすい地域づくりに取り組むため、河川整備のより一層の施策の促進についてご**要望**をいただいている。

【大規模氾濫に関する減災対策協議会 取組事例】

【ハード対策】

- 洪水を河川内で安全に流す対策
 - ・堤防整備、河道掘削、樹木伐採等
- 危機管理型ハード対策
 - ・天端保護、裏法尻の補強
- 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤整備
 - ・危機管理型水位計、防災無線改良等



小貝川堤防整備、河道掘削の実施

【ソフト対策①】

- 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
 - ・広域避難計画、タイムライン策定
 - ・防災教育や防災知識の普及・広域避難計画、タイムライン策定
 - ・災害を我がことと考える取組 ⇒ みんなでタイムラインプロジェクト（マイ・タイムライン作成講座、リーダー認定制度、在留外国人対応）



在留外国人向け避難体験型
マイ・タイムライン講習会



マイ・タイムライン作成講座



避難所体験



小学校の防災学習

【ソフト対策②】

- 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
 - ・重要水防箇所等の共同巡視（国、県、自治体、地域住民等）
 - ・関係機関が連携した水防訓練等



共同巡視



自治体合同水防訓練

【ソフト対策③】

- 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組
 - ・緊急排水作業準備計画（案）の作成及び排水訓練の実施



排水ポンプ車講習の実施

【流域治水協議会 実施状況】



WEBによる会議の開催状況



流域治水への知識を高めることを目的に、協議会の実務担当者を対象とした勉強会（上下流交流会）を開催

【要望活動の状況】



快の実施

令和6年度 小貝川改修期成同盟会
要望活動の状況（国土交通省）

2. 事業の進捗状況（完了した整備及び現在整備中の主な箇所）

- 目指す安全の水準は、年超過確率概ね $1/30 \sim 1/40$ とし、その水準に相当する洪水による河川整備計画目標流量を基準地点黒子において、 $1,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち、河道整備において対象とする流量は $1,050\text{m}^3/\text{s}$ として、洪水による災害の発生防止又は軽減を図る。



整備内容	整備区間延長	現在の整備率
■堤防の整備	約48.6km	約6%
■侵食対策	約3.2km	約0%
■河道掘削	約16.4km	約24%
■浸透対策	約4km	0%

※堤防の整備:堤防延長にて整理

※進捗率:河川整備計画及びかわまちづくり水辺整備事業で定める整備区間延長に
対する整備済延長または箇所数の割合

凡 例

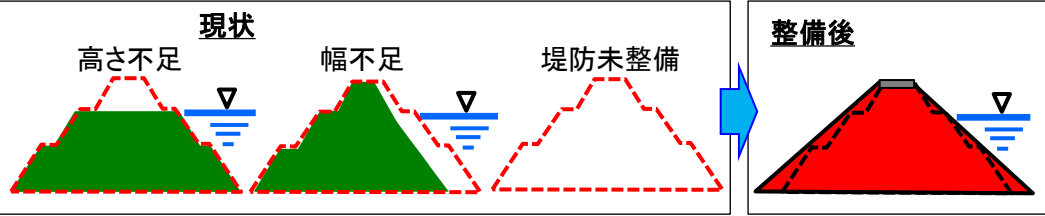
-  堤防の整備:整備済  基準地点
 堤防の整備:一部整備済  主要地点
 堤防の整備:今後整備予定  計画対象区間
 侵食対策:整備済
 侵食対策:今後整備予定
 河道掘削:整備済
 河道掘削:一部整備済
 河道掘削:今後整備予定
 浸透対策:今後整備予定

2. 事業の進捗状況（完了した整備及び現在整備中の主な箇所）

①堤防の整備

■堤防が整備されていない区間や、標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、上下流バランスを考慮しつつ、築堤、嵩上げ・拡幅を行う。

整備イメージ



小貝川 右岸 35.2k 茨城県つくば市上郷地先

整備前



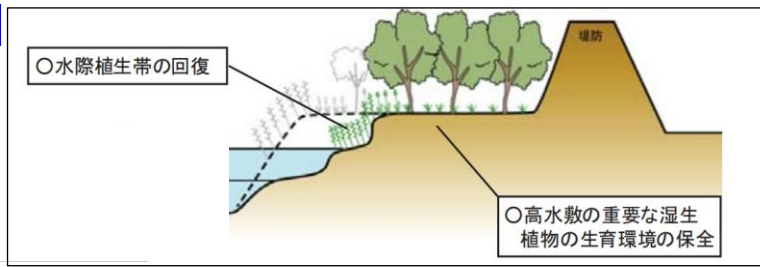
整備後



②河道掘削

■河道整備において対象とする流量を流下させるために必要な箇所等において、上下流バランスを考慮しつつ河道掘削等を実施する。

整備イメージ



小貝川 40.4k 茨城県つくば市吉沼地先

整備前



整備後

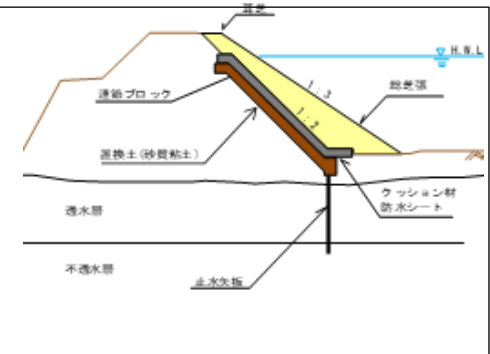


③浸透・侵食対策

■堤防の浸透対策としては、これまで実施してきた点検結果を踏まえ、背後地の資産状況等を勘案し、調査・検討を行い必要に応じて堤防強化対策を実施する。

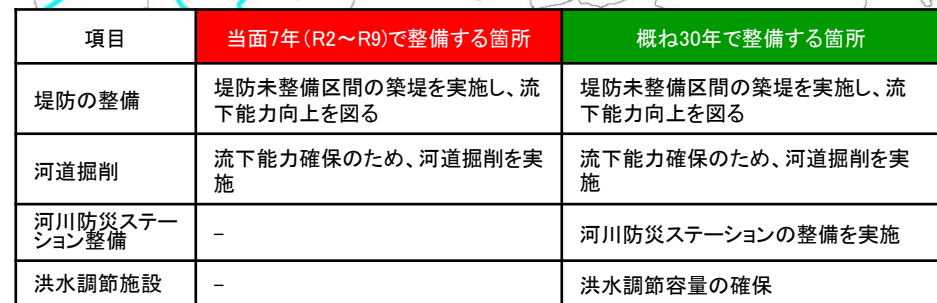
■堤防の侵食対策としては、水衝部が堤防に接近している箇所や今後堤防に接近するおそれのある箇所について、洪水等による侵食から堤防を防護するために、水衝部に関する調査・モニタリングを継続的に実施し、堤防防護のため必要に応じて護岸等の対策を実施する。

整備イメージ



堰湛水により灌漑期・非灌漑期の水位差を利用してヤナギ等の河畔林の繁茂がしにくく、土砂堆積しづらい掘削形状を試行

- 氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度バランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水等による災害に対する安全性の向上を図る。
- 当面は、下流部において堤防の整備を進めていくと併に、中流部において流下能力の著しく不足する箇所から河道掘削等実施していく。あわせて、効果的な洪水ピーク流量の低減を図るための遊水地の整備の実施に向けた詳細な調査及び検討を実施していく。
- 整備にあたっては、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、親水に配慮する等、総合的な視点で推進する。



■治水（利根川水系小貝川直轄河川改修事業）に関する費用便益比

R3.12事業再評価 R7年度実施予定

B/C = 22.4(全体事業:R02～R31) , 19.8(当面7年間:R02～R09)

小貝川直轄河川改修事業 事業評価資料(R2.11)より

4. コスト削減の可能性

■建設発生土の有効活用を行い、約0.3億円のコスト削減を図りました。

近傍の公共事業及び民間事業からの建設発生土を盛土材として活用することにより、コスト削減を図っています。

＜効果＞

盛土材量費の削減



盛土材の搬入状況

削減前

盛土の費用（購入）

2,800円/m³

合計 2.8億円



削減後

盛土の費用（運搬等）

2,500円/m³

合計 2.5億円

盛土材使用量約1,400m³

約0.3億円のコスト削減

5. 事業の評価 (1)算出の流れ、方法

- 氾濫計算
計画規模の洪水及び発生確率が異なる流量規模で各氾濫ブロックの氾濫計算を実施
 - ・ 整備期間 : 令和2年から令和31年 (30年)
 - ・ 河道条件等: 令和2年度現況河道
 - ・ 対象波形 : 昭和61年8月洪水
 - ・ 対象規模 : 1/5, 1/10, 1/20, 1/30, 1/50, 1/70, 1/100

- 流量規模別に各ブロックの被害額を算出
- 直接被害
 - ・ 一般被害資産額 (家屋、家庭用品、事業所資産等)
 - ・ 農作物被害
 - ・ 公共土木施設被害
 - 間接被害
 - ・ 営業停止損失
 - ・ 家庭における応急対策費用
 - ・ 事業所における応急対策費用

- 被害額軽減
事業を実施しない場合 (現況) と事業を実施した場合の差分 (算定手法が確立されている流下能力向上の効果のみ計上。堤防の質的整備の算定手法は検討しているところである。)
- 年平均被害軽減期待額
被害軽減額に洪水の生起確率を乗じた流量規模別年平均被害額を累計することにより算出

事業期間に加え、事業完了後50年間を評価対象期間として、年平均被害軽減期待額に残存価値を加えて総便益 (B) とする

便益 (B)

想定氾濫区域の設定



想定被害額の算出



年平均被害軽減期待額



残存価値の算出



総便益 (B) の算出

費用 (C)

事業費 (建設費) の算出



維持管理費の算出



総費用 (C) の算出

事業費の算出は、事業着手時から概ね30年間の整備内容を想定した事業費を対象。また、現在から当面の段階的な整備 (当面7年間) の事業費を対象。

事業期間内の維持管理費は、整備により新たに発生する維持管理費のみを計上する。また、維持管理費は、事業実施後には評価期間 (50年間) にわたり支出されるものとする。

※費用は年4%の社会的割引率及びデフレーターを考慮して現在価値化している。

※便益は年4%の社会的割引率を考慮して現在価値化している。



5. 事業の評価 (2)被害額の算出方法

被害項目			算出方法と根拠 (治水経済調査マニュアル(案)より)	対象区域
直接被害	一般資産被害	家屋	被害額＝(延床面積)×(評価額)×(浸水深に応じた被害率)	洪水流の氾濫区域に適用
		家庭用品	被害額＝(世帯数)×(評価額)×(浸水深に応じた被害率)	
		事業所償却・在庫資産	被害額＝(従業者数)×(評価額)×(浸水深に応じた被害率)	
		農漁家償却・在庫資産	被害額＝(農漁家戸数)×(評価額)×(浸水深に応じた被害率)	
	農作物被害		被害額＝(農作物資産額)×(浸水深及び浸水日数に応じた被害額)	
	公共土木施設等被害		被害額＝(一般資産被害額)×(一般資産被害額に対する被害比率)	
間接被害	営業停止損失		被害額＝(従業者数)×((浸水心に応じた営業停止日数)＋停滞日数)／2×(付加価値額)	洪水流の氾濫区域に適用
	応急対策費用	家庭における応急対策費用(清掃労働対価)	清掃労働対価＝(世帯数)×(労働対価評価額)×(浸水深に応じた清掃延日数)	
		家庭における応急対策費用(代替活動等に伴う支出増)	代替活動等に伴う支出増＝(世帯数)×(浸水心に応じた代替活動等支出負担単価)	
		事業所における応急対策費用	事業所における応急対策費用＝(事業所数)×(浸水心に応じた代替活動等支出負担単価)	
		国・地方公共団体における応急対策費用(水害廃棄物の処理費用)	水害廃棄物の処理費用＝(家庭用品被害額)×(水害廃棄物処理費用の家庭用品被害額に対する比率)	

・ 資産データ：令和2年度国勢調査、令和3年度経済センサス
平成28年国土数値情報、平成22年度（財）日本建設情報総合センター

5. 事業の評価 (3) 前回からの状況変化

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項 目	判 定	
	判断根拠	チェック欄
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない		■
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない]		■
内的要因<費用便益分析関係> ※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2～4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	B/Cの算定方法に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%※以内]	総便益の減少が10%以内	■
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%※以内]	事業費の変更はない。	■
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%※以内]	事業期間の変更はない。	■
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3力年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値【1.0】を上回っている。 R2年度実施の下位値 【事業全体】 資産-10% B/C=20.2 工期+10% B/C=20.5 残事業費+10% B/C=22.6	■
前回評価で費用対効果分析を実施している	前回評価で費用対効果分析を実施	■
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		

5. 事業の評価 (4) 費用対効果分析

●河川改修事業に関する総便益(B)

※ 費用対効果分析に係る項目は、令和2年度評価時点

河川改修事業に係る便益は、氾濫区域区における家屋、農作物、公共施設等に想定される被害に対して、年平均被害軽減期待額を「治水経済調査マニュアル(案)」に基づき計上。

全体事業費に対する総便益(B)		残事業費に対する総便益(B)		当面7年間の事業に対する総便益(B)	
④被害軽減効果	3,197億円	④被害軽減効果	3,197億円	④被害軽減効果	719億円
⑤残存価値	6億円	⑤残存価値	6億円	⑤残存価値	2億円
⑥総便益(④+⑤)	3,203億円	⑥総便益(④+⑤)	3,203億円	⑥総便益(④+⑤)	721億円

※ 社会的割引率(年4%)及びデフレーターを用いて現在価値化を行い費用を算定。

※ 表示桁数の関係で費用対効果算定資料と一致しない場合がある。

●河川改修事業に関する総費用(C)

河川改修事業に係る建設費及び維持管理費を計上。

全体事業費に対する総費用(C)		残事業費に対する総費用(C)		当面7年間の事業に要する総費用(C)	
①事業費	139億円	①事業費	139億円	①事業費	35億円
②維持管理費	4億円	②維持管理費	4億円	②維持管理費	1億円
③総費用(①+②)	143億円	③総費用(①+②)	143億円	③総費用(①+②)	36億円

※ 社会的割引率(年4%)及びデフレーターを用いて現在価値化を行い費用を算定。

※ 表示桁数の関係で費用対効果算定資料と一致しない場合がある。

●算定結果(費用便益比)

$$B/C = \frac{\text{便益の現在価値化の合計} + \text{残存価値}}{\text{建設費の現在価値化の合計} + \text{維持管理費の現在価値化の合計}}$$
$$= 22.4 (\text{全体事業: R2} \sim \text{R31})、= 19.8 (\text{当面7ヶ年: R2} \sim \text{R9})$$

※ 費用及び便益の合計額は、表示桁数の関係で計算値と一致しないことがある。

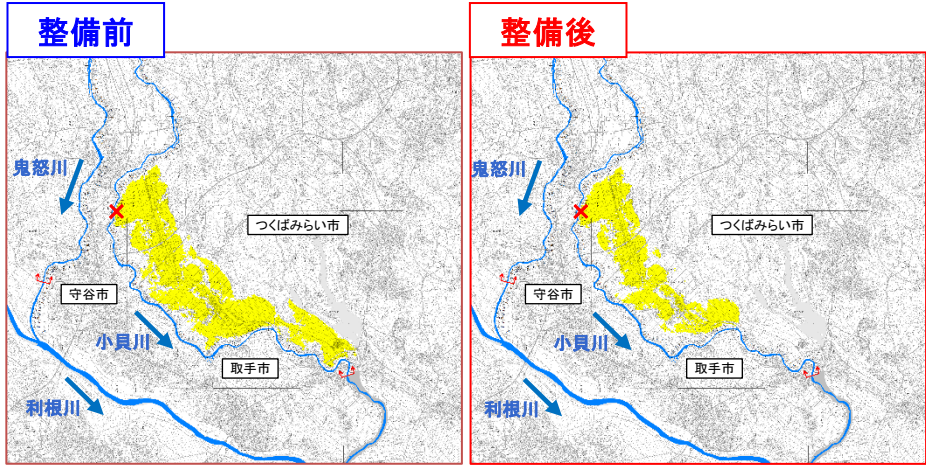
※ 社会的割引率の参考比較値			
全体事業	34.6 (2%)	当面7ヶ年	28.6 (2%)
	44.8 (1%)		35.5 (1%)

5. 事業の評価 (5)貨幣換算が困難な効果等による評価※1(事業投資効果による評価)

※1 「水害被害指標分析の手引き」(H25試行版)に沿って実施したもの

■河川整備基本方針規模の洪水において小貝川左岸20.2kmで破堤した場合、事業実施により最大孤立者数※2は約5,900人から約2,800人に、電力停止による影響人口は約6,100人から約2,300人に低減されます。

最大孤立者数※3(1/100確率規模)

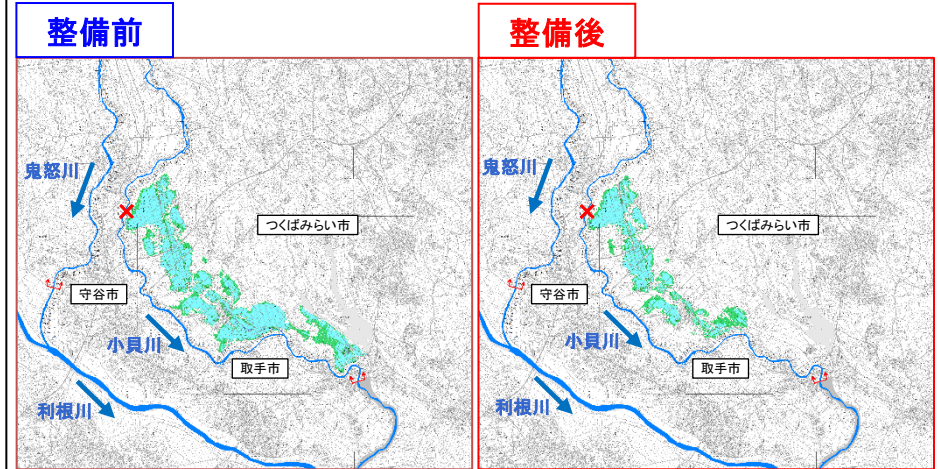


凡 例
■ 30cm以上

項目	被害(整備前)	被害(整備後)
孤立者の発生する面積	約30.8km ²	約18.8km ²
最大孤立者数(避難率40%)	約5,900人	約2,800人

※2 最大孤立者数は避難率40%として算出
※3 「最大孤立者数」の考え方
避難が困難となる浸水深(災害時要援護者30cm、それ以外50cm)から、氾濫とともに刻々と変化する孤立者数の最大数を推計する。

電力の停止による影響人口※4(1/100確率規模)



凡 例
■ 70cm以上 100cm未満
■ 100cm以上 340cm未満
■ 340cm以上

項目	被害(整備前)	被害(整備後)
電力停止の影響を受ける面積	約22.8km ²	約12.7km ²
電力停止による影響人口	約6,100人	約2,300人

※4 「電力の停止による影響人口」の考え方
屋内配線の停電(浸水深70cm以上)、地上に受電設備を持つ集合住宅等の棟全体の停電(浸水深100cm以上)、屋上に受電設備を持つ集合住宅等の階数毎の停電(浸水深340cm以上)を考慮し、浸水により停電が発生する住宅等の居住者数を推計する。

6. 関連自治体等の意見

■再評価における都県の意見は下記のとおりである。

都道府県 ・政令市	再評価における意見
茨城県	小貝川流域では、これまでに甚大な浸水被害が発生しており、河川整備の早期完成を図る必要があることから、本事業の継続を希望します。併せて、事業実施にあたっては、徹底したコスト縮減を図るとともに、地元の意見に配慮しながら事業を進めていただくことを要望する。
栃木県	小貝川における河川整備は、激甚化・頻発化する水災害の防止または軽減を図るために、さらなる促進が必要であることから、事業継続を要望します。

7. 今後の対応方針(原案)

(1)事業の必要性等に関する視点(事業の投資効果)

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

小貝川流域は栃木県と茨城県を流れ、近年は工業団地を造成するなど製造業や鉱工業が増加し、交通はJR常磐線、JR水戸線、つくばエクスプレス、常磐自動車道等が交差し、下流部ではベッドタウンとして人口が増加し、流域は人口・資産が下流部に集積している地域であり、小貝川直轄河川改修事業により、災害の発生の防止又は軽減を図ります。

②事業の投資効果

令和元年度評価時	B/C	B(億円)	C(億円)
小貝川直轄河川改修事業	22.4	3,203	143

注:費用及び便益の合計額は、表示桁数の関係で計算値と一致しないことがある。

(2)事業の進捗状況・事業の進捗の見込みの視点

- ・今後の実施の目途・進捗の見通しについては、特に大きな支障はありません。
- ・今後も事業実施にあたっては、社会情勢等の変化に留意しつつ、関係機関、地元関係者等との調整を十分に行い実施します。

(3)コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

- ・ICT技術の活用等、生産性の向上に取り組むとともに引き続き一層のコスト縮減に努めます。

(4)今後の方針(原案)

- ・当該事業は、現段階においても、災害の発生の防止又は軽減を図る目的における必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当と考えます。